

高知工業高等専門学校放射線障害防止規則

制 定 平成17年10月20日

一部改正 令和 4年 3月17日

(目的)

第1条 この規則は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離規則」という。）に基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるエックス線発生装置の使用を規制し、これによる放射線障害の発生を防止し、もって、教職員及び学生の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「エックス線発生装置」とは、100万電子ボルト未満のエックス線又は電子線を発生する装置及び電子顕微鏡（10万電子ボルト未満のものを除く。）をいう。

(種類及び設置場所)

第3条 本校において使用するエックス線発生装置の種類、定格性能及びその設置場所は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 校長は、本校の放射線障害の防止に関して、総括する。

2 放射線障害防止に関する管理組織は、別図のとおりとする。

(取扱責任者等)

第5条 校長は、エックス線発生装置に係る放射線障害の防止に関し、必要な指導、監督を行わせるため、別表に掲げる設置場所にそれぞれエックス線取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は、専任の教授又は准教授のうちから、校長が任命する。

(作業主任者)

第6条 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第9条の規定に基づき、別表に掲げる設置場所のX線分析室に、作業主任者を置く。

2 作業主任者は、エックス線作業主任者免許を有する者をもって充て、校長が任命する。

(取扱責任者等の職務)

第7条 取扱責任者は、放射線障害の防止について必要な指導監督を行うため、作業主任者と連携し次に掲げる職務を行う。

- 一 エックス線装置の使用等に関すること。
- 二 エックス線装置及び設備等の保守管理に関すること。
- 三 放射線障害の発生防止に関すること。
- 四 事故又は危険がある場合の対策及び措置に関すること。
- 五 関係法令及びこの規程の遵守のための指示に関すること。
- 六 その他放射線障害の防止に関すること。

(取扱者の登録)

第8条 エックス線装置を使用しようとする教職員は、取扱責任者の同意を得て、エックス線装置取扱者登録申請書（別紙様式第1号）により登録の申請をしなければならない。

2 校長は、前項の申請を行った教職員のうち、次に掲げる事項を修得したと認められる教職員をエックス線装置を取り扱うことができる教職員（以下「取扱者」という。）として認定し、エックス線装置取扱者登録通知書（別紙様式2号）により通知するとともに、エックス線装置取扱者登録台帳に登録する。

- 一 エックス線の人体に与える影響
- 二 エックス線の危害防止
- 三 エックス線装置の取扱い

四 関係法令及びこの規程

五 その他放射線障害の防止に関する必要な事項

3 前項の登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。

(装置の使用)

第9条 取扱者がエックス線装置を使用する場合は、取扱責任者の指示の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 エックス線装置使用簿に必要事項を記入すること。

二 フィルムバッジ又はポケット線量計等の放射線測定器を装着すること。

三 エックス線装置を使用しようとするときは、使用に先立ち出入口前面に「使用中」の標識を掲げること。

四 使用後は、装置、標識等の整理整頓をすること。

五 エックス線に被ばくしないよう十分に注意すること。

(標識の掲示)

第10条 取扱責任者は、エックス線装置の定格出力を明記した標識を、当該装置又はその附近の場所に掲げなければならない。

(エックス線装置室の設置)

第11条 エックス線装置を設置する場合は、専用の室を設け、当該エックス線装置をその室内に設置しなければならない。

2 前項の規定に基づき設けられた専用の室（以下「エックス線装置室」という。）の入口に、次に掲げる事項を表示する標識を掲げなければならない。

一 エックス線装置室であること。

二 エックス線装置室内に設置されているエックス線装置の種類

3 エックス線装置室内の見やすい場所に、エックス線装置の取扱い上の注意事項等必要な事項を掲示しなければならない。

(保守管理)

第12条 取扱責任者は、放射線障害の防止のためエックス線装置及びこれに付随する設備の保全の状態、保護具、防護用測定器等の定期点検を1年に1回行わなければならない。

(管理区域の設定及び明示等)

第13条 取扱責任者は、外部放射線による1センチメートル線量当量率が、1週間につき300マイクロシーベルを超えるおそれのある区域を「管理区域」としなければならない。

2 取扱責任者は、管理区域を標識により明示しなければならない。

3 取扱責任者は、取扱者及び取扱者の許可を受けた者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。

4 取扱責任者は、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、事故が発生した場合の緊急の措置等放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

(測定及び報告)

第14条 取扱責任者は、業務上管理区域に立ち入る取扱者にフィルムバッジ又はポケット線量計等の放射線測定器を装着させ外部放射線の被ばくによる線量を測定しなければならない。

(記録及び保存)

第15条 取扱責任者は、次に掲げる事項について記録を作成し、第1号及び第2号に掲げるものについては当該教職員の離職後5年間、第3号及び第4号に掲げるものについては記録の作成後5年間保存しなければならない。

一 第14条の規定による取扱者の被ばくによる線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した実効線量及び等価線量

二 第18条第1項の規定による医師の診断を受けた取扱者の受けた実効線量及び等価線量又は汚染の状態

三 放射線業務に従事した取扱者の作業内容等

四 第19条第1項の規定による測定の結果
(教育訓練)

第16条 取扱責任者は、取扱者に対し、この規則を熟知させるとともに、必要に応じ放射線障害の発生を防止させるための教育訓練を行うものとする。

(健康診断)

第17条 校長は、次の各号の定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

- 一 取扱者が初めて管理区域に立入る前
 - 二 取扱者が管理区域に立入った後、6月を超えない期間ごと
 - 三 前号の規定にかかわらず、取扱者が線量当量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるときは、遅滞なく当該取扱者について行うこと。
- 2 健康診断の方法については、問診及び検査又は検診とし、実施は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（規則第31号）の規定によるものとする。
- 3 校長は、健康診断の都度、その結果を取扱責任者を経て当該取扱者に通知するものとする。
- 4 校長は、健康診断の結果、放射線障害を受けた取扱者又は受けたおそれのある取扱者があるときは、医師の保護指導を受けさせ、その障害の程度に応じて適切な措置を講じるとともに、安全衛生委員会に通知しなければならない。

(放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合の措置)

第18条 取扱責任者は、取扱者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合は、直ちに医師による診断を受けるよう指示しなければならない。

- 2 前項の指示を行った後、取扱責任者は、その旨を直ちに校長に報告しなければならない。
(管理区域の線量当量率の測定等)

第19条 取扱責任者は、エックス線発生装置室内及びエックス線発生装置室の外側の外部放射線による線量当量率を測定するものとする。

- 2 前項の測定は、エックス線発生装置を設置若しくは変更したとき及び直前の測定日から6月を超えない期間ごとに行うものとする。
(緊急時の措置)

第20条 災害、事故等によりエックス線装置に関し、緊急の事態を発見した教職員は、直ちに取扱責任者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた取扱責任者は、直ちに災害の防止に努めるとともに、校長、事務部長に連絡し、必要に応じ警察署又は消防署に通報しなければならない。

(事務)

第21条 エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事務は、総務課が処理する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、エックス線装置に係る放射線障害の防止に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種類	定格性能	設置場所
透過型電子顕微鏡	(株)日本電子 JEM-1220M型 120kv	F棟(機械) 1階 透過電顕室
多目的X線回折装置	(株)リガク RINT-UltimaⅢ 3 Kw	C棟(応用化学) 1階 X線分析室

別紙様式1号(第9条関係)

エックス線取扱者登録（ 新規 ・ 変更 ） 申請書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

所属学科

職 名

氏 名 ⑩

生年月日 昭和 年 月 日

性 別 男 ・ 女

最近の健康診断の受診年月日 (血液検査を含む)		平成 年 月 日
エックス線発生装置取扱いの経験年数及び内容		約 年 ヶ月 内容:
過去の被ばく歴(組織線量当量) (記録があれば写しを添付)		マイクロシーベルト
使用予定装置名		エックス線取扱責任者 学科 氏 名 ⑩

別紙様式2号(第9条関係)

エックス線取扱者登録（ 新規 ・ 変更 ） 通知書

平成 年 月 日

所属学科

職 名

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

性 別 男 ・ 女

高知工業高等専門学校長

平成 年 月 日付けの申請に基づき、放射線取扱者として、次のとおり登録しましたので、お知らせします。

なお、エックス線発生装置の取扱いにあたっては、下記事項に留意をお願いします。

登録番号	番
有効期限	平成 年 月 日

記

- 1.使用に先立ち「使用中」の標識を掲げること。
- 2.エックス線発生装置使用簿に必要な事項を記入すること。
- 3.フィルムバッチ又はポケット線量計等の放射線測定用具を装着すること。
- 4.装置の種類、防護機能に従った使用方法とすること。
- 5.使用後は、装置、標識等の整理整頓をすること。
- 6.その他被ばくに対する十分な注意を払うこと。

別図(第4条関係)

高知工業高等専門学校放射線障害防止に関する管理組織

